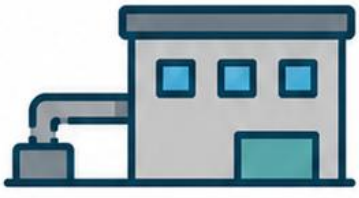
わかりやすい

下水道事業会計

令和7年度　決算のポイント解説









東近江市

はじめに

東近江市の下水道事業会計は、「地方公営企業法」という法律に基づき、公営企業として運営しています。

これは、自治体が行う事業のうち、特に公共性が高く、かつ経済性を重視する必要がある事業に適用される制度で、経営の透明性や効率性を高めることを目的としています。

この制度により、東近江市の下水道事業は、一般会計（税金）からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「下水道使用料」の収入を主な財源として、自立した経営を行う「独立採算制」を採用しています。

つまり、下水道をご使用いただいた分の使用料で運営をまかない、将来にわたって持続可能なサービスを提供できるよう工夫しながら、地域の大切なライフラインである下水道を支えています。

また、下水道事業では毎年1回、4月から翌年3月までの1年間にわたる経営成績（どのような収入・支出があったか）や、財政状況（どれだけの資産・負債があるか）を整理・報告するため、決算書を作成しています。

この決算書は、事業の透明性を高めるための大切な資料です。

ただし、会計や財務に関する内容が中心となるため、専門的な用語などが多く、馴染みのない方にとっては、内容を理解するのが難しい場合もあります。

そこで本書では、東近江市下水道事業会計の基本的知識や決算状況について、できるだけわかりやすく、図や説明を交えてご紹介します。

市民の皆様にとって、下水道がどのように支えられているのかを少しでも身近に感じていただき、興味をもっていただけるきっかけとなれば幸いです。

もくじ

会計のしくみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

収益的収支と資本的収支のつながり　・・・・・・・・・・・・・　6

令和7年度決算はどうだった？？　・・・・・・・・・・・・・・・　7

令和7年度決算から見る「収益的収支」　・・・・・・・・・・　8

黒字でも安心できない？？？　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

令和7年度決算から見る「資本的収支」　・・・・・・・・・・　10

減価償却費と長期前受金戻入ってなに？　・・・・　11

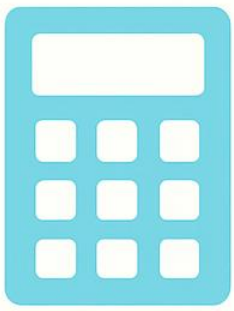
今後の経営について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

01 会計のしくみ

下水道事業の経営は地方公営企業法という法律に基づき、**独立採算制**を採用しています。

この方法は、税金からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「下水道使用料」の収入を主な財源として、自立した経営を行うものです。

下水道事業会計の仕組みは次の3つに分かれています。



収益的収支

＜毎日の事業を運営するための取引＞

＋ 収入：下水道使用料など

－ 支出：電気代、薬品代、修繕費など



資本的収支

＜施設の更新などのための取引＞

＋ 収入：企業債、補助金など

－ 支出：施設の整備・更新費、企業債償還金など



利益などを積み立て

不足分を補てん

留保資金

＜将来施設を更新するための貯金＞

Point

収益的収支　「今の下水道を安全に使えるようにするためのお金」
資本的収支　「将来も安全に下水道を使えるようにするためのお金」
留 保 資 金　「将来も安全に下水道を使えるようにするための貯金」

02 収益的収支と資本的収支のつながり

企業会計における取引(収支)には、「**収益的**」と「**資本的**」の2種類が存在します。

◆ 収益的収支

収益的収支とは、下水道を毎日安全に使ってもらうための、**日常的な収入や費用**のことです。

費用は、マンホールの修理、下水道管の検査、処理場の修繕費や電気代、人件費などです。

費用に対しての収入は、主に下水道使用料になります。

1年間の収入から支出を差し引いた金額がプラス(黒字)になると、利益を確保できたということになります。この利益は、積み立てて、**資本的収支での不足分に補てん**します。

下水道の使用



管の清掃



◆ 資本的収支

資本的収支とは、下水道管の延長や災害対策など、**将来に向けて施設(資産)の価値を高めるための工事や投資**に関わるお金のことです。

工事費は一度にたくさんの費用がかかるため、補助金や借入金(企業債)が主な収入です。

しかし、それらの収入だけでは支出をまかなうことができず、収支はマイナス(不足)となります。

不足分は、**収益的収支で確保し、積み立てた利益などで補てん**します。

管路の工事



災害対策



収益的収支でどれだけ利益を確保できるかが、資本的収支不足額への補てんに繋がります。

日々の収支がうまくいけば、将来の整備にも前向きに取り組むことができます。将来を見据えて、2つの収支をバランスよく整えていくことが、安定した下水道サービスの供給に繋がります。

では、令和7年度の収支状況を見てみましょう。

03 令和7年度決算はどうだった？？

下の表は令和7年度の下水道事業会計の決算内容です。

<table>
<tr><th>区分</th><th>決算額(税抜)</th><th>収支結果</th></tr>
<tr><td>収益的収入</td><td>39.1億円</td><td rowspan="2">純利益（収益的収入－収益的支出）
＝ 0.7億円（留保資金（貯金））</td></tr>
<tr><td>収益的支出</td><td>38.4億円</td></tr>
<tr><td>資本的収入</td><td>18.1億円</td><td rowspan="2">不足額（資本的収入－資本的支出）
＝ 9.1億円</td></tr>
<tr><td>資本的支出</td><td>27.2億円</td></tr>
</table>

収益的収入（毎日の経営のための収入）は39.1億円、収益的支出（毎日の事業運営のための支出）は38.4億円でした。差引きすると**0.7億円のプラス（黒字）**でした。この分は留保資金（貯金）として積み立てられます。

資本的収入（長期間使うもののための収入）は18.1億円、資本的支出（長期間使うものに必要な支出）は27.2億円でした。差引きすると**9.1億円のマイナス（不足）**でした。この不足分は留保資金（令和6年度の純利益、令和6年度と令和7年度の損益勘定留保資金（→P12）など）で補てんしています。

Point

- 「毎日の経営」は黒字でまわせています。
- 「未来のための整備」にはお金がかかりましたが、貯金で対応できています。

次のページで、もう少し細かく見てみましょう。

04 令和7年度決算から見る「収益的収支」

収入：39.1億円（税抜）

下水道使用料	長期前受金戻入	他会計繰入金	その他
17.9億円 46%	12.6億円 32%	8.5億円 21%	0.1億円 1%

収入の約半分は、市民のみなさんからいただく「下水道使用料」となっています。2番目に多い「長期前受金戻入」とは、下水道管を通した時にもらった補助金を、施設を使える年数で分けた1年あたりの収入のことです。3番目に多い「他会計繰入金」は、下水道使用料収入だけではお金が足りない時に、一般会計（税金）から助けてもらっている収入です。この繰入金には国が認めた“基準内”のお金と、“基準外”のお金があります。

支出：38.4億円（税抜）

減価償却費	施設維持管理費	流域下水道維持管理負担金	その他	純利益
22.2億円 58%	8.3億円 22%	5億円 13%	2.9億円 7%	0.7億円

支出の半分以上は「減価償却費」です。これは、施設を建てるためにかかったお金を、施設を使える年数で分けた1年あたりの支出のことです。2番目に多い支出「施設維持管理費」は、下水道を安全に使うために、専門業者に施設の点検をしてもらうためのお金や、施設を動かすための電気代や修理代のことです。3番目に多い「流域下水道維持管理負担金」は、公共下水道の汚水が流れていく先の県処理場を維持するために必要なお金です。

収入－支出＝0.7億円の純利益が発生し、留保資金に貯金することができました。

05 黒字でも安心できない？？？

◆ 収入「他会計繰入金」について

地方公営企業は、原則「独立採算制」により、事業に必要な経費を下水道使用料などの事業収入でまかなうこととされています。

ただし、下水道使用料などの事業収入だけで負担することが適当でない経費や、効率的な経営を行っても事業収入だけではまかなうことが困難な経費があります。

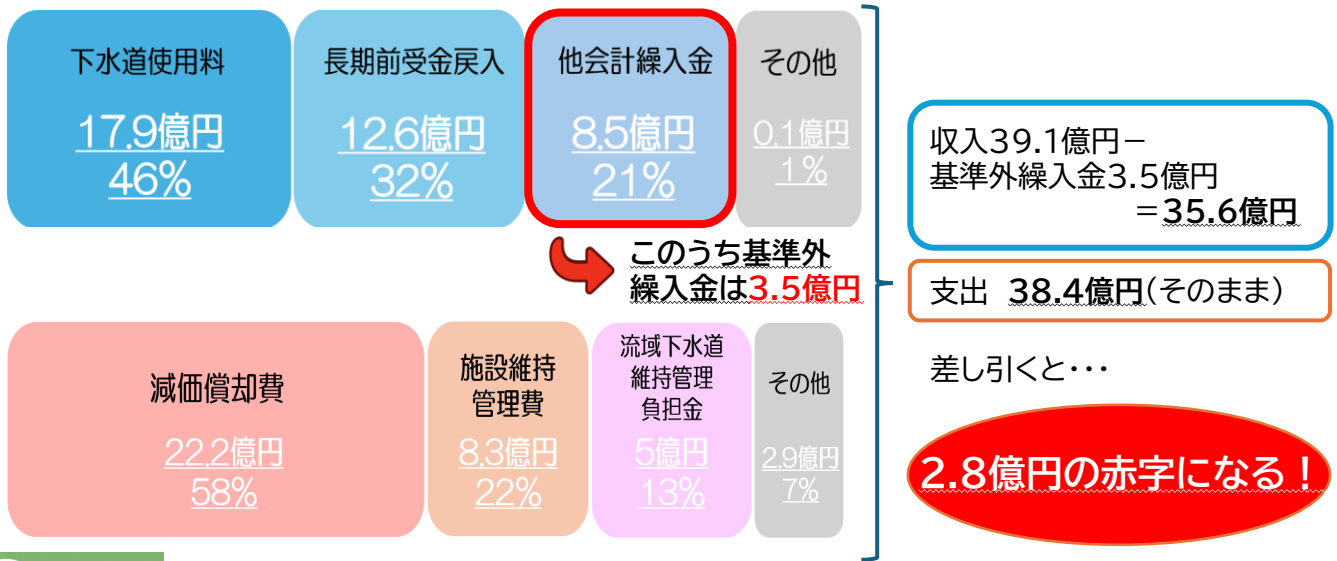
そのため、一般会計（税金）から「他会計繰入金」として負担する仕組みがあります。

他会計繰入金には**「基準内繰入金」**と**「基準外繰入金」**があります。

＜ 他会計繰入金（令和7年度繰入額：8.5億円） ＞

基準内繰入金（5億円）	国が定めた基準に沿って、一般会計から繰り入れることが認められているお金
基準外繰入金（3.5億円）	国の基準によらない、収入ではまかないきれない部分を補う（赤字補てん）ために繰り入れるお金 →本来避けるべき繰り入れ

＜課題＞　令和7年度収益的収入に基準外繰入金がないとどうなる？



Point

独立採算として健全な黒字経営を行い、基準外繰入金に頼らないことが目標

06 令和7年度決算から見る「資本的収支」

収入：18.1億円（税抜）

他会計出資金	企業債	補助金	その他	不足分
9.1億円 50%	8.1億円 45%	0.8億円 4%	0.1億円 1%	9.1億円

収入の大半を「他会計出資金」と「企業債」が占めています。「他会計出資金」とは下水道工事などをするのに、他の収入では足りない分を一般会計に負担してもらっているお金です。「企業債」は、下水道工事などをするのに国や銀行から借りるお金です。3番目に多い「補助金」は、下水道工事などにかかるお金の一部を、国が補助してくれるお金です。

＜支出：27.2億円（税抜）＞

企業債償還金	下水道工事関係	その他
23.1億円 85%	4億円 14%	0.1億円 1%

支出の大半は「企業債償還金」です。これは収入であった「企業債」を毎年少しずつ返済している費用です。その次に多いのは「下水道工事関係」です。下水道管の整備や、地震に備えた強化工事があります。

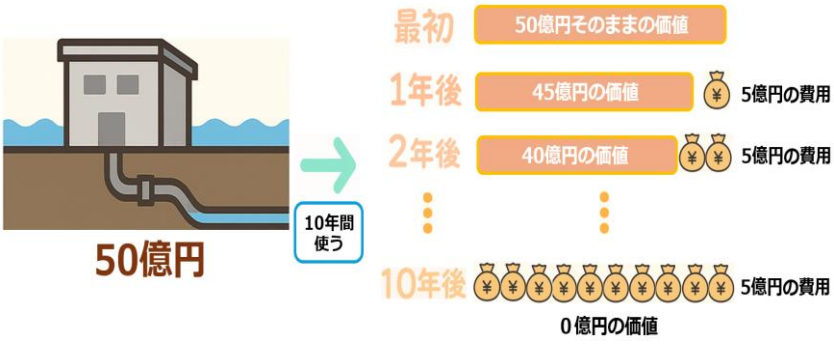
不足分の9.1億円（税込額9.4億円）は、令和6年度に積み立てた留保資金の一部と令和7年度に生じた留保資金の一部で補てんしました。

07 減価償却費と長期前受金戻入ってなに？

企業会計では、施設を整備した年だけで費用や収益を考えるのではなく、施設を使用する期間に分けて計上する考え方を採用しています。
「**減価償却費**」と「**長期前受金戻入**」はその考え方に該当します。

①　減価償却費

施設は建設してから何十年もかけて使いますが、費用は建設した時にまとめて支払います。
「減価償却費」とは、施設を建てた時にかかったお金を、使える年数に分けて、毎年少しずつ使うことにするルールです。
たとえば、50億円かけて作った施設を10年使うなら、毎年5億円ずつ費用として計上するという考え方です。
この費用は「会計上の費用」としているだけで、お金が出ていくわけではありません。
けれど、将来の修理などを考えて、帳簿にしっかり記録し、その資産の価値を把握します。



②　長期前受金戻入

施設を建設するときに、国や県から建設するための補助金をもらうことがあります。
補助金はまとめてもらいますが、作った施設は何十年と長く使うものだから、もらったお金を、施設を使う年数に分けて、少しずつ収益として戻していくルールがあります。
これを「長期前受金戻入」と言います。たとえば、10億円のお金をもらって10年間使う施設を作った場合、1年ごとに1億円ずつ「今年分の収益」として計上していきます。
この収益は「会計上の収益」としているだけで、お金が入ってくるわけではありません。けれど、帳簿上で施設整備に対する財源の状況をしっかり把握するための、大切な考え方です。



減価償却費	長期前受金戻入
会計上は費用だけれど **実際には減っていないお金**	会計上は収入だけれど **実際は増えていないお金**

どちらも実際に**「お金は動いていない」**のです

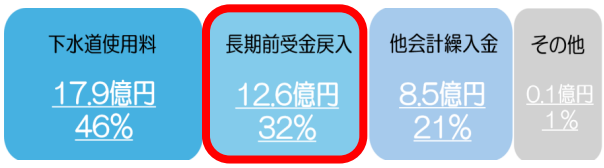
③　損益勘定留保資金

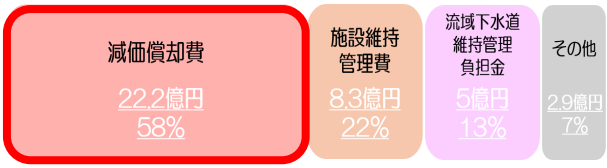
①減価償却費も、②長期前受金戻入も会計上の仕組みであり、お金は動いておらず留まっています。この資金を「損益勘定留保資金」と言います。

①減価償却費と②長期前受金戻入の話で例えると、①では1年間で5億円の費用計上ですが、実際にお金は減っていませんので、5億円は残っていることになります。②では1年間で1億円の収益計上ですが、実際にお金は増えていませんので、1億円は差引きます。

整理すると、実際は「5億円－1億円＝4億円」が残っていることになり、これがすなわち損益勘定留保資金です。

この資金は、純利益と同じく留保資金（貯金）となり、資本的収支不足額の補てん財源となります。





◆ 令和７年度分　損益勘定留保資金 ◆

減価償却費 22.2億円 － 長期前受金戻入 12.6億円

＝ **損益勘定留保資金　9.6億円**

9.6億円のうち、4.1億円を令和7年度資本的収支不足額に充当しました。損益勘定留保資金の残高は5.5億円になり、翌年度以降の不足分に充当します。

Point

- 減価償却費：施設を建てたときのお金を使う年数に分けて、毎年の費用にする仕組み
- 長期前受金戻入：国や県からもらうお金を使う年数に分けて、毎年の収益にする仕組み
- 損益勘定留保資金：減価償却費 － 長期前受金戻入で計算。実際にお金が動いておらず、会計上残っている資金であり、資本的収支不足額を補てんする留保資金の１つ。

08 今後の経営について

課題

①汚水処理費用や施設維持管理費等支出の増加がますます見込まれる
②基準外繰入金に依存している
③人口減少により下水道使用料収入が減少する可能性がある

↓

対策

①補助金等、建設改良のための財源確保
②下水道使用料の改定

令和7年度決算としては、純利益を計上することができました。

しかしながら、8ページに記載のとおり、一般会計繰入金の基準外繰入金に大きく依存しており、実質的には赤字経営です。

さらに、施設の更新や汚水処理にかかる費用の増額、人口減少による下水道使用料収入の減少が予測され、今後ますます厳しい経営状況となると考えます。

安定した経営を行っていくため、経営状況の把握・分析に基づき、下水道使用料の改定を含め、経営の健全化に取り組んでいきます。

また、補助金や企業債など、施設維持管理のための財源も活用しながら、持続可能な下水道事業の運営を図っていきます。